



三重県公報

令和8年9月1日（火）

第 750 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
549	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
550	車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定	(道路管理課)	2
551	車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法	(同)	6
552	車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項に定める通行方法	(同)	10
553	公有水面の埋立ての免許	(港湾・海岸課)	12
554	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	14
公 告			
	保安林の皆伐面積の限度の公表	(治山林道課)	14
	令和8年度後期技能検定試験の実施	(障がい者雇用・就労促進課)	15
	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	17
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	20
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	20
	同伴	(同)	20
	同伴	(同)	20

告 示

三重県告示第 549 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 8 年 9 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之			
医療機関の名称	所 在 地	医 師 氏 名	担当する障害分野
独立行政法人 地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8	渡邊 晋	ぼうこう・直腸機能障害
日下病院	いなべ市北勢町阿下喜 680	祐野 航志	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
市立四日市病院	四日市市芝田 2-2-37	大山 哲弥	肢体不自由
三重県立志摩病院	志摩市阿児町鵜方 1257	浜口 幸大	心臓機能障害
医療法人 スワン カイバナ眼科クリニック	松阪市垣鼻町 1638	福富 啓	視覚障害
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471 番 2	渡邊 健斗	肢体不自由
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	川口 敦之	肢体不自由
市立四日市病院	四日市市芝田 2-2-37	久野 泰雅	呼吸器機能障害
国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174	米野 翔太	肢体不自由 呼吸器機能障害
独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5	中藤 大輔	肢体不自由 呼吸器機能障害
市立四日市病院	四日市市芝田 2-2-37	大道 和也	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 ぼうこう・直腸機能障害

三重県告示第 550 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を次のとおり指定し、令和 8 年 9 月 1 日から施行します。

なお、車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路の指定（令和 7 年三重県告示第 455 号）は、令和 8 年 8 月 31 日限り廃止します。

令和 8 年 9 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之	
指定する道路の路線名及び区間	
路 線 名	区 間
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市八幡町字西之平 3300 番 3 まで
一般国道 42 号	鳥羽市鳥羽三丁目 1484 番 123 から 伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 11 まで
一般国道 42 号	伊勢市二見町三津字南浦 1201 番 41 から 伊勢市通町字真菰原 109 番 2 まで

一般国道 163 号	伊賀市島ヶ原字外垣 7377 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3622 番 1 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市千戸字東垣内 1987 番 2 まで
一般国道 163 号	津市美里町足坂字舞谷 1119 番 2 から (南河路バイパス経由) 津市丸之内 252 番 9 まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	名張市安部田字大扁ら 527 番 1 地先から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市桂瀬町字茶屋 224 番 3 地先から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	津市河芸町中瀬字西山 246 番 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から 鈴鹿市椿一宮町字西能褒野 1606 番 4 地先まで
一般国道 306 号	四日市市水沢町字青木川 4062 番 4 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市上海老町字東大沢 1648 番 243 まで
一般国道 365 号	四日市市西坂部町垣内 4576 番 1 地先から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市八幡町字西之平 3300 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石榑東字湫川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 四日市市小生町字西川原 768 番地先まで
一般国道 477 号	四日市市川島町字三滝川 6491 番 2 地先から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側経由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 3 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道四日市市楠鈴鹿線	四日市市末広町 19 番 15 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 3 地先から 桑名市長島町小島字越石 586 番 3 地先まで
県道四日市市鈴鹿環状線	四日市市大字羽津字糠塚山 4480 番 1 地先から 四日市市大字羽津字糠塚山 4584 番 1 地先まで
県道四日市市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで

県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道四日市員弁線	いなべ市大安町高柳字馬置 1890 番地先から いなべ市員弁町大泉新田字矢田 1512 番地先まで
県道津関線	津市大里窪田町字橋垣内 3405 番から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 地先まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道北方多度線	桑名市多度町福永字東福永 1293 番 11 地先から 桑名市多度町香取字蛭江 2123 番 6 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市朝熊町字飛具 2627 番 1 から 伊勢市楠部町字黒木乙 389 番 4 まで
県道亀山鈴鹿線	鈴鹿市国府町字貝下 1554 番地先から 鈴鹿市道伯町字鉄初 2560 番 1 地先まで
県道津芸濃大山田線	津市中央 7 番地先から 津市安東町字東裏 733 番地先まで
県道宮妻峽線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市西山町字屋敷西 7548 番 3 まで
県道宮妻峽線	四日市市小林町字小林新田 3010 番 19 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峽線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先まで
県道久居河芸線	津市大里窪田町字一之坪 3181 番 1 から 津市一身田町字三ノ坪 221 番 2 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御薗町高向字川原 1744 番 5 地先まで
県道上海老茂福線	四日市市あかつき台三丁目 1 番 180 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市大治田三丁目 465 番まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市河原田町字相名 1500 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	鈴鹿市高岡町字七反縄 727 番 1 地先から 鈴鹿市須賀二丁目 510 番 6 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から 四日市市桜町字富塚 7368 番 5 まで
県道四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字宿野字神明田 423 番 5 地先から いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 10 地先まで
県道桑名東員線	員弁郡東員町大字山田字出口 819 番 1 地先から 員弁郡東員町大字北大社字落 1819 番 1 地先まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町大字御衣野字亥ノ谷 2000 番 1 地先から

	桑名市多度町大字御衣野字神明谷 937 番地先まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先から 松阪市八太町字鎌谷 585 番 1 地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで
県道尾鷲港尾鷲停車場線	尾鷲市朝日町 4273 番 28 地先から 尾鷲市中村町 341 番 3 地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町 7 番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北 1568 番地先まで
県道桑名四日市線	三重郡川越町大字亀崎新田字中新田 44 番 1 地先から 三重郡川越町大字南福崎字大正割 804 番 3 地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道草生窪田津線	津市大里窪田町字明星垣内 1900 番 2 から 津市大里窪田町字町田 3067 番 1 まで
県道草生窪田津線	津市一身田町字三ノ坪 204 番 1 から 津市栗真中山町字下沢 98 番 6 まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納 1934 番地先から 四日市市河原田町字狭 1284 番 2 まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道鈴鹿港線	鈴鹿市一ノ宮町字里山 1691 番地先から 鈴鹿市高岡町字七反縄 727 番 1 地先まで
県道松阪港線	松阪市大口町字築地 1408 番から 松阪市鎌田町字南沖 244 番 6 地先まで
県道大淀港斎明線	多気郡明和町大字行部字八ツ川 528 番地先から 多気郡明和町大字佐田字西増田山 944 番 8 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 149 番 7 地先まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市員弁町市之原字中貝戸 1777 番 11 地先から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道西野尻垣内線	いなべ市藤原町西野尻字出口 1069 の 2 番地先から いなべ市北勢町垣内字東垣内 431 の 1 番地先まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1702 番から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1687 番まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から 四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道辺法寺加佐登停車場線	鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先から 鈴鹿市加佐登一丁目 2545 番 1 地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先から 鈴鹿市東庄内町字地藏僧 4318 番地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市高塚町字神垣 216 番 3 地先から 鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先まで
県道三行庄野線	鈴鹿市住吉町字南大谷 6731 番 4 地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道上野島ヶ原線	伊賀市島ヶ原字廣澤 8792 番 2 地先から 伊賀市島ヶ原字早瀬 11545 番 2 地先まで
県道六軒鎌田線	松阪市大平尾町字名残前 345 番 1 地先から 松阪市大塚町字四反田 372 番 4 地先まで

県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御薮町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御薮町高向字下蓼原 1546 番 2 まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 地先から 尾鷲市坂場町 1201 番 9 地先まで
県道亀山関線	亀山市布気町字牛櫃 1057 番 6 地先から 亀山市太岡寺町字奥大ハゲ 820 番 7 地先まで

三重県告示第 551 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和 8 年 9 月 1 日から施行します。

なお、車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に定める道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法（令和 7 年三重県告示第 456 号）は、令和 8 年 8 月 31 日限り廃止します。

令和 8 年 9 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 25 号	伊賀市上村字中郷 1489 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 2 地先まで
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市西明寺字天王 934 番 1 地先まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市飯高町宮前字川ノ上 38 番 1 から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	津市河芸町中瀬字西山 246 番地 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市守田町字茶屋前 111 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湍川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	伊賀市丸柱字峠 2242 番 231 地先から 伊賀市丸柱字殿白 1608 番 5 まで

一般国道 422 号	伊賀市三田字東大町 410 番 2 地先から 伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側經由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字音羽字田福 1961 番 1 地先まで
県道草津伊賀線	伊賀市柘植町字北打山 1058 番 105 地先から 伊賀市柘植町字桁林 9860 番地先まで
県道北勢多度線	いなべ市北勢町瀬木 420 番 4 から いなべ市員弁町字野 67 番 1 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から 桑名市多度町北猪飼字寺山 321 番 7 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 3 地先から 桑名市長島町小島字越石 586 番 3 地先まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市尾上町 20 番 3 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 165 番 1 地先から 鈴鹿市北玉垣町字細田 1661 番 2 地先まで
県道四日市員弁線	いなべ市大安町高柳字馬置 1890 番地先から いなべ市員弁町大泉新田字矢田 1512 番地先まで
県道津関線	津市芸濃町棕本字一ツ谷 6297 番 4 から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道四日市関線	亀山市白木町字上垣内 2090 番 1 地先から 亀山市白木町字西大谷 1700 番 6 地先まで
県道菰野東員線	員弁郡東員町大字鳥取字大華表 377 番 3 から 員弁郡東員町大字穴太 733 番 1 まで
県道北方多度線	桑名市多度町福永 1293 番 11 から 桑名市多度町香取 2123 番 6 まで
県道四日市多度線	桑名市多度町北猪飼 372 番 3 から 桑名市多度町香取 380 番 1 まで
県道四日市多度線	桑名市多度町力尾字沢地 4012 番地先から 桑名市多度町力尾字八反田 3037 番 1 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道亀山白山線	亀山市川合町字丁安田 1580 番地先から 津市芸濃町棕本字百々 5039 番 2 まで
県道伊勢磯 部線	伊勢市藤里町字岩ヶ崎 701 番 2 から 伊勢市宇治浦田二丁目 91 番 23 まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市川端町字山起 206 番 1 から 松阪市宮町字西浦 230 番まで
県道亀山鈴鹿線	亀山市和田町字和田ノ原 1589 番 3 から 鈴鹿市道伯二丁目 2060 番 1 まで

県道津芸濃大山田線	津市芸濃町北神山字川向 74 番 2 から 津市芸濃町北神山字沢 129 番 2 まで
県道宮妻峽線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峽線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道甲南阿山伊賀線	伊賀市玉瀧字西砂ノ谷国有林 73 は林小班先から 伊賀市西之澤字上之段 2291 番まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市平野町字花林 1412 番 3 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市八野町字天伯 412 番 1 地先から 鈴鹿市八野町字天伯 429 番 8 地先まで
県道上野大山田線	伊賀市生疏里 2896 番 11 から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市西黒部町字大板 412 番 1 から 松阪市大宮田町字里 466 番 1 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御薮町高向字川原 1744 番 5 地先まで
県道伊勢松阪線	多気郡明和町大字山大淀字中島 1679 番 3 から 多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 28 まで
県道上海老茂福線	四日市市上海老町 1841 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道木曽岬弥富停車場線	桑名郡木曽岬町大字栄 356 番から 桑名郡木曽岬町大字新加路戸 14 番 1 まで
県道上浜高茶屋久居線	津市上浜町二丁目 196 番 1 から 津市垂水字入江 99 番 2 まで
県道伊賀甲南線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市新堂字平ノ谷 1700 番 3 まで
県道信楽上野線	伊賀市小田町字稲久保 241 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 5 まで
県道信楽上野線	伊賀市千歳字西之辻 273 番 6 地先から 伊賀市千歳字西之芝 861 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から いなべ市大安町丹生川久下字生保柴 123 番 1 まで
県道桑名川越線	三重郡川越町大字当新田 1063 番 1 地先から 三重郡川越町大字当新田 480 番 3 地先まで
県道鈴鹿関線	鈴鹿市八野町字天伯 399 番 5 地先から 亀山市菅内町字折越 1631 番 1 まで
県道鈴鹿関線	亀山市天神四丁目 3270 番地先から 亀山市野村町字清谷 1658 番 3 地先まで
県道伊賀大山田線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市希望ヶ丘西一丁目 35 番 193 まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町御衣野字亥ノ谷 2000 番 1 地先から

	桑名市多度町御衣野字神明谷 991 番 4 地先まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町御衣野字神明谷 991 番 1 地先から 桑名市多度町力尾字八反田 2780 番 1 地先まで
県道依那具荒木線	伊賀市ゆめが丘二丁目 4 番地先から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先から 松阪市八太町字鎌谷 585 番 1 地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町 7 番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北 1568 番地先まで
県道桑名四日市線	三重郡川越町大字亀崎新田字中新田 44 番 1 地先から 三重郡川越町大字南福崎字大正割 804 番 3 地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道三畑四日市線	四日市市鹿間町字市場 158 番 5 から 四日市市鹿間町字東山 1 番 2 まで
県道三畑四日市線	四日市市采女町 2223 番 1 から 四日市市追分三丁目 146 番まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納 1934 番地先から 四日市市河原田町字狭 1284 番 2 まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道千代崎港線	鈴鹿市東玉垣町字山神戸 2607 番地先から 鈴鹿市南玉垣町字北箱塚 3000 番 17 地先まで
県道大淀港斎明線	多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 22 地先から 多気郡明和町大字行部字八ツ川 513 番 1 地先まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
県道亀山城跡線	亀山市東御幸町字実泥 40 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字下谷 1233 番 5 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市北勢町南中津原字東野坂 191 番地 3 から いなべ市員弁町畑新田字溜岸 13 番地 8 まで
県道篠立下野尻線	いなべ市藤原町山口 3390 番 193 から いなべ市藤原町山口 433 番 191 まで
県道田光四日市線	三重郡菰野町大字永井 2342 番 1 から 三重郡菰野町大字竹成 2073 番 6 まで
県道四日市東員線	四日市市朝明町字宮北 535 番 1 から 員弁郡東員町大字中上 548 番 2 まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3198 番 3 地先から 三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3189 番 3 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 149 番 7 地先まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から 四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道小林鹿間線	四日市市山田町字向山 763 番 1 から 四日市市鹿間町字市場 157 番 5 まで
県道辺法寺加佐登停車場線	亀山市能褒野町字能褒野 89 番 4 地先から 鈴鹿市津賀町字二ツ辻 205 番 1 地先まで
県道三行庄野線	鈴鹿市御菌町字小深田 4499 番地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで

県道上野鈴鹿線	鈴鹿市桜島町四丁目 1 地先から 鈴鹿市末広北一丁目 5215 番 1 地先まで
県道白木西町線	亀山市布気町字八輪 512 番 16 から 亀山市野村二丁目 183 番 2 まで
県道上稲葉羽野線	津市美里町五百野字芝田 560 番 4 地先から 津市戸木町字西羽野 5571 番 2 地先まで
県道河合丸柱線	伊賀市千貝字焼尾谷 46 番 7 地先から 伊賀市丸柱字北出 1557 番 1 地先まで
県道川東佐那具線	伊賀市西之澤字天道 408 番 2 から 伊賀市西之澤字上之段 67 番 1 地先まで
県道治田山出線	伊賀市治田字小谷 2789 番 9 から 伊賀市治田字鳥屋ヶ尾 2506 番 17 地先まで
県道六軒鎌田線	松阪市大平尾町字名残前 345 番 1 地先から 松阪市大塚町字四反田 372 番 4 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御薗町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御薗町高向字野池 2022 番 1 地先まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道甲賀阿山線	伊賀市玉瀧字栃谷 4756 番 1 地先から 伊賀市川合字焼尾国有林 73 は林小班内まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 から 尾鷲市港町 4271 番 19 まで
県道亀山関線	亀山市布気町字牛櫃 1057 番 6 地先から 亀山市太岡寺町字奥大ハゲ 820 番 7 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

三重県告示第 552 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 2 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定め、令和 8 年 9 月 1 日から施行します。

なお、車両制限令第 3 条第 4 項に定める道路の指定及び同令第 10 条第 2 項に定める通行方法（令和 7 年三重県告示第 712 号）は、令和 8 年 8 月 31 日限り廃止します。

令和 8 年 9 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 136 番 1 地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字東羽野 5462 番 12 地先から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から 鈴鹿市山本町 13 番 5 まで
一般国道 306 号	三重郡菰野町潤田 1187 番 1 から 三重郡菰野町千草 3318 番まで
一般国道 365 号	いなべ市大安町高柳字馬置 587 番 4 地先から いなべ市大安町高柳字村前 2130 番 2 地先まで
一般国道 421 号	いなべ市員弁町大泉新田字北八畝割 1840 番 2 地先から いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 8 地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側經由) 四日市市智積町字間渡 5929 番まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2443 番 1 から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 3 まで
一般国道 477 号	四日市市黒田町 524 番 1 地先から 三重郡菰野町潤田 1633 番まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市大井の川町一丁目 1 番 1 地先から 四日市市浜旭町 24 番 3 地先まで
県道四日市員弁線	いなべ市員弁町楚原字一本松 811 番 3 地先から いなべ市員弁町大泉新田字矢田 1512 番地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字野溝 2019 番 1 地先まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道上海老茂福線	四日市市中村町字広ヶ谷 995 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 8 地先から いなべ市大安町門前字上ノ端 2434 番 21 地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市員弁町市之原字中貝戸 1777 番 11 地先から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市大字馳出 1050 番 2 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道亀山関線	亀山市太岡寺町字鳥池 567 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字境ノ尾 806 番 6 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定する車両等をいう。）又は自転車（以下これらをあわせて「他の車両」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺（鈴鹿インター西交差点）	県道神戸長沢線
県道四日市員弁線	いなべ市大安町高柳（三笠橋南詰交差点）	一般国道 365 号
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	県道鈴鹿環状線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 9 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 10 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市浜旭町（塩浜本町交差点）	四日市市道追分石原線
県道北勢多度線	いなべ市員弁町楚原（池ノ脇交差点）	県道北勢多度線
県道四日市員弁線	いなべ市員弁町大泉新田（大泉新田交差点）	一般国道 421 号
一般国道 421 号	いなべ市員弁町大泉新田（大泉新田交差点）	いなべ市道北八畝割野中線
いなべ市道北八畝割野中線	いなべ市員弁町大泉新田（大泉新田交差点）	一般国道 421 号
一般国道 421 号	いなべ市員弁町大泉新田（大泉新田交差点）	県道四日市員弁線

イ 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
県道神戸長沢線	鈴鹿市長澤町字柳壺（鈴鹿インター西交差点）	一般国道 306 号
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	県道三行庄野線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 9 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 10 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
県道四日市員弁線	いなべ市員弁町大泉新田（大泉新田交差点）	一般国道 421 号

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあつては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 2 第 1 項に規定する限度超過車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

三重県告示第 553 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許しました。

令和 8 年 9 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 免許の年月日

令和 8 年 9 月 1 日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所

免許を受けた者

三重県

津市広明町 13 番地

代表者

三重県知事 一見 勝之

津市広明町 13 番地

3 埋立区域

(1) 位置

三重県度会郡南伊勢町相賀浦字河内脇 439 番 1 から 481 番を経て 483 番 1 に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち 1 の地点から 13 の地点までを順次に結んだ線及び 1 の地点と 13 の地点を結ぶ令和 6 年の秋分の日満潮位 (T. P. +0.84m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 の地点	三重県度会郡南伊勢町大字礪浦字大間 191-3 番地の国土地理院三等三角点「黒崎」(北緯 34 度 18 分 13 秒 6017、東経 136 度 39 分 44 秒 6834) から 230 度 41 分 57 秒 1,518.83m の地点
2 の地点	1 の地点から 97 度 43 分 11 秒 1.36m の地点
3 の地点	2 の地点から 187 度 42 分 31 秒 15.16m の地点
4 の地点	3 の地点から 245 度 29 分 33 秒 21.25m の地点
5 の地点	4 の地点から 269 度 03 分 28 秒 24.14m の地点
6 の地点	5 の地点から 265 度 56 分 32 秒 3.24m の地点
7 の地点	6 の地点から 259 度 43 分 54 秒 3.24m の地点
8 の地点	7 の地点から 256 度 36 分 14 秒 6.01m の地点
9 の地点	8 の地点から 249 度 17 分 35 秒 3.82m の地点
10 の地点	9 の地点から 234 度 39 分 02 秒 3.82m の地点
11 の地点	10 の地点から 195 度 29 分 26 秒 15.96m の地点
12 の地点	11 の地点から 157 度 42 分 40 秒 23.68m の地点
13 の地点	12 の地点から 247 度 42 分 32 秒 11.97m の地点

(3) 面積

1,266.03 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

三重県度会郡南伊勢町相賀浦字河内脇 438 番から 481 番を経て 483 番 1 に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面及び陸域

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及びアの地点とタの地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点	三重県度会郡南伊勢町大字礪浦字大間 191-3 番地の国土地理院三等三角点「黒崎」(北緯 34 度 18 分 13 秒 6017、東経 136 度 39 分 44 秒 6834) から 230 度 58 分 26 秒 1,510.67m の地点
イの地点	アの地点から 135 度 46 分 35 秒 6.63m の地点
ウの地点	イの地点から 121 度 38 分 51 秒 20.08m の地点
エの地点	ウの地点から 208 度 46 分 59 秒 15.00m の地点
オの地点	エの地点から 251 度 14 分 07 秒 3.24m の地点
カの地点	オの地点から 176 度 17 分 34 秒 35.05m の地点
キの地点	カの地点から 239 度 00 分 57 秒 32.55m の地点
クの地点	キの地点から 205 度 25 分 21 秒 28.82m の地点
ケの地点	クの地点から 255 度 56 分 52 秒 35.40m の地点
コの地点	ケの地点から 344 度 27 分 58 秒 14.61m の地点
サの地点	コの地点から 321 度 31 分 27 秒 20.77m の地点
シの地点	サの地点から 348 度 32 分 30 秒 55.75m の地点
スの地点	シの地点から 73 度 13 分 59 秒 37.34m の地点
セの地点	スの地点から 87 度 58 分 25 秒 32.44m の地点
ソの地点	セの地点から 49 度 17 分 01 秒 8.32m の地点
タの地点	ソの地点から 6 度 12 分 34 秒 12.20m の地点

(3) 面積

7,602.02 平方メートル

5 埋立地の用途

海岸保全施設用地及び道路用地

三重県告示第 554 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、名張市及び伊賀市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 8 年 9 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 8 年 10 月 8 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	名張市役所
令和 8 年 10 月 9 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	名張市役所
令和 8 年 10 月 13 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	複合施設「アオーネ」（会議室 3）
令和 8 年 10 月 14 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	阿山保健福祉センター
令和 8 年 10 月 15 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	西柘植地区市民センター
令和 8 年 10 月 16 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	大山田農村環境改善センター
令和 8 年 10 月 19 日（月）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	ゆめぼりすセンター（会議室 1）
令和 8 年 10 月 20 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	ゆめぼりすセンター（会議室 1）

公 告

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、令和 8 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表します。

令和 8 年 9 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の名称	保安林指定の目的	皆伐面積の限度 h a
員弁川	水源のかん養	175.34
	土砂の流出の防備	275.90
四日市地区	水源のかん養	3.28
	土砂の流出の防備	237.36
	土砂の崩壊の防備	0.06
鈴鹿川	水源のかん養	84.22
	土砂の流出の防備	281.18
北勢	公衆の保健	288.52
安濃川	水源のかん養	104.59
	土砂の流出の防備	27.29
雲出川	水源のかん養	264.36
	土砂の流出の防備	193.30
津地方	公衆の保健	60.88
櫛田川	水源のかん養	753.32

	土砂の流出の防備	237. 27
宮川上流	水源のかん養	1, 128. 93
	土砂の流出の防備	186. 10
松阪地方	公衆の保健	118. 08
宮川下流	水源のかん養	546. 15
	土砂の流出の防備	126. 56
志摩地区	水源のかん養	75. 50
	土砂の流出の防備	76. 04
五ヶ所地区	水源のかん養	4. 00
	土砂の流出の防備	24. 06
吉津地区	水源のかん養	250. 78
	土砂の流出の防備	93. 40
	干害の防備	1. 60
伊勢市二見町今一色ほか	風害の防備	0. 32
鳥羽市浦村町字麻倉島ほか	風害の防備	0. 18
志摩市志摩町片田字大里ほか	風害の防備	0. 34
南勢志摩	公衆の保健	27. 90
伊賀地区	水源のかん養	169. 81
	土砂の流出の防備	247. 85
伊賀	公衆の保健	92. 46
尾鷲地区	水源のかん養	789. 63
	土砂の流出の防備	388. 68
紀北	公衆の保健	23. 02
木本地区	水源のかん養	50. 30
	土砂の流出の防備	22. 52
熊野川	水源のかん養	198. 05
	土砂の流出の防備	154. 75
紀南	公衆の保健	1. 14

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験（後期試験）の実施について次のとおり公示します。

令和 8 年 9 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日
別表のとおり
- 2 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 3 技能検定の手数料及び実施場所
 - (1) 受検手数料
三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）に規定する額
 - (2) 実施場所
三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する場所
- 4 受検申請の手続
 - (1) 受付期間
令和 8 年 10 月 5 日（月）から同月 16 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）受付を行います。
ただし、郵送による場合は、令和 8 年 10 月 9 日（金）の消印まで有効です。

(2) 提出書類等

- ア 技能検定受検申請書
- イ 受検手数料
- ウ 本人確認書類
- エ 減免の証明書（実技試験受検手数料の減免を受けようとする者）
- オ 免除の証明書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者）
- カ 区分表

(3) 提出場所

三重県職業能力開発協会
所在地 津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階
電話 059-228-2732

(4) 受検申請に関する注意

- ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
- イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会配布します。
- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除きます。）であっても受け付けます。
- エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
- オ 受検申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。
- カ 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。

5 合格の発表

令和9年3月12日（金）

6 問い合わせ先

三重県職業能力開発協会
電話 059-228-2732

（別表）技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日

1 特級

実施職種名	実施期日	
	学科試験	実技試験
鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	令和9年1月31日（日）	

2 単一等級、1級、2級、3級

実施職種名	作業名	等級	実施期日	
			学科試験	実技試験
機械検査	機械検査	1、2級	令和9年1月24日（日）	令和8年12月4日（金）から令和9年2月14日（日）までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日
シーケンス制御	シーケンス制御	1、2、3級		
配管	建築配管	1、2級		
金属材料試験	組織試験	1、2級		
型枠施工	型枠工事	1、2級		
		3級		
さく井	パーカッション式さく井工事	1、2級	令和9年1月31日（日）	令和9年1月17日（日）
	ロータリー式さく井工事			
バルコニー施工	金属製バルコニー工事	単一等級		

機械・プラント製図	機械製図手書き	1、2、3 級	令和 9 年 2 月 7 日 (日)	令和 9 年 1 月 24 日 (日)	
	機械製図 C A D			令和 8 年 12 月 4 日 (金) から令和 9 年 2 月 14 日 (日) までの間におい て、三重県職業能 力開発協会から技 能検定受検申請者 に対し別途通知す る日	
工場板金	機械板金	1、2 級			
	数値制御タレットパンチプレ ス板金				
自動販売機調整	自動販売機調整	1、2 級			
油圧装置調整	油圧装置調整	1、2 級			
農業機械整備	農業機械整備	1、2 級			
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	1、2 級			
防水施工	アスファルト防水工事	1、2 級			
	合成ゴム系シート防水工事				
	塩化ビニル系シート防水工 事				
	改質アスファルトシートト ーチ工法防水工事				
家具製作	家具手加工	3 級			
造園	造園工事	3 級			
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て	1、2 級			
コンクリート圧送施 工	コンクリート圧送工事	1、2 級			
テクニカルイラスト レーション	テクニカルイラストレーシ ョン手書き	3 級			
	テクニカルイラストレーシ ョン C A D				
半導体製品製造	集積回路チップ製造	1、2 級			
	集積回路組立て			令和 9 年 1 月 24 日 (日)	
プリント配線板製造	プリント配線板製造	1、2 級		令和 9 年 1 月 17 日 (日)	
ブリプレス	D T P	1、2 級		令和 8 年 12 月 4 日 (金) から令和 9 年 2 月 14 日 (日) までの間におい て、三重県職業能 力開発協会から技 能検定受検申請者 に対し別途通知す る日	
建築大工	大工工事	1、2、3 級			
かわらぶき	かわらぶき	1、2 級			
鉄筋施工	鉄筋組立て	1、2 級			
塗装	鋼橋塗装	1、2 級			
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ	1、2 級			
	広告面粘着シート仕上げ	1、2、3 級			
機械検査	機械検査	3 級			
機械加工	普通旋盤	3 級			
電子機器組立て	電子機器組立て	3 級			

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 9 月 1 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン伊勢ララパーク

伊勢市小木町曾祢 538 番地 ほか 79 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
マックスバリュ東海株式会社	作道 政昭	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1 号
株式会社テイソー	藤原 克治	岡山県岡山市南区豊浜町 2 番 2 号
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
上新電機株式会社	高橋 徹也	大阪府浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号
株式会社カロ	宇澤 信夫	大阪府大阪市中央区大手町一丁目 7 番 31 号
有限会社ルネ	山口 幸一	三重県伊勢市宮後二丁目 2 番 13 号
アイア株式会社	石澤 智子	東京都渋谷区渋谷一丁目 1 番 5 号
株式会社美しま	鮎田 基成	三重県津市一志町高野 160 番地 133
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1
化粧品ふじや株式会社	岩井 勝己	三重県鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1
株式会社日本オプティカル	高野 博道	愛知県名古屋市中区則武新町二丁目 22 番地 7 号
株式会社ジーフット	木下 尚久	東京都中央区新川一丁目 14 番 1 号
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	白川 篤典	愛知県名古屋市中東区上社一丁目 901 番地
株式会社マสด	世古 俊子	三重県松阪市湊町 117 番地の 1
株式会社東プロイラー	東 可也	三重県度会郡玉城町妙法寺 512 番地
株式会社キャメル珈琲	尾田 信夫	東京都世田谷区代田 2-31-8
株式会社柿安本店	赤塚 保正	三重県桑名市吉之丸 8 番地
株式会社グリーンハウスフーズ	田沼 千秋	東京都新宿区西新宿三丁目 20 番地 2 号
株式会社アルカスインターナショナル	内山 誠一	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1
エステールホールディングス株式会社	丸山 雅史	東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号
株式会社ワイズ	山田 耕作	奈良県生駒市あすか野南 2 丁目 1-8
株式会社 L O G I C	森田 淳一	三重県伊勢市村松町 3099-1
株式会社ライトオン	大峯 伊索	東京都台東区元浅草 2 丁目 6-6
株式会社キャン	阿部 和則	岡山県岡山市北区幸町 2-8
株式会社ストライプインターナショナル	川部 将士	岡山県岡山市北区幸町 2-8
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町 1-32-13
株式会社キング	長島 希吉	京都市下京区東塩小路高倉町 2 番の 1
株式会社ブランシュ	伊藤 功一	三重県伊勢市鹿海町 1492 番地 2
株式会社 N o i r	指谷 徹	兵庫県宝塚市中山桜台 2 丁目 21 番 1 号
スリーゼロ株式会社	大嶋 博	愛知県一宮市妙興寺 2-2-1
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目 2 番 15 号
クールカレアン株式会社	堀内 一夫	東京都品川区東品川 4-12-6 品川シーサイドキャナルタワー 21 階
株式会社日本フェニックス	船木 遥介	三重県津市乙部 2019 番地
有限会社八百正	浦田 智啓	三重県伊勢市大世古 2 丁目 3 番 2 号
コネクシオ株式会社	目時 利一郎	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号
株式会社宮脇書店	宮脇 範次	香川県高松市丸亀四番地の八

株式会社ジンズ	田中 亮	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4
株式会社良品計画	清水 智	東京都文京区後楽二丁目 5 番 1 号
株式会社ミノール	美濃 松謙	三重県伊勢市河崎一丁目 9 番 28 号
株式会社シ・シュ・ノン	鈴木 周二	愛知県名古屋千種区里ヶ丘元町 16-11
株式会社テレポートモバイル	西田 行孝	滋賀県大津市別保三丁目 11 番 32 号
楽天トータルソリューションズ株式会社	染川 芳宏	東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
マックスバリュ東海株式会社	作道 政昭	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1 号
株式会社テイソー	藤原 克治	岡山県岡山市南区豊浜町 2 番 2 号
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
株式会社 J o s h i n	高橋 徹也	大阪府浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号
株式会社カロ	宇澤 信夫	大阪府大阪市中央区大手町一丁目 7 番 31 号
有限会社ルネ	山口 幸一	三重県伊勢市宮後二丁目 2 番 13 号
アイア株式会社	石澤 智子	東京都渋谷区渋谷一丁目 1 番 5 号
株式会社美しま	鮎田 基成	三重県津市一志町高野 160 番地 133
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1
化粧品のふじや株式会社	岩井 勝己	三重県鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1
株式会社日本オプティカル	高野 博道	愛知県名古屋市中区則武新町二丁目 22 番地 7 号
株式会社ジーフット	木下 尚久	東京都中央区新川一丁目 14 番 1 号
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	白川 篤典	愛知県名古屋市中東区上社一丁目 1802 番地
株式会社マสด	世古 俊子	三重県松阪市湊町 117 番地の 1
株式会社東プロイラー	東 可也	三重県度会郡玉城町妙法寺 512 番地
株式会社キャメル珈琲	尾田 信夫	東京都世田谷区代田 2-31-8
株式会社柿安本店	赤塚 保正	三重県桑名市吉之丸 8 番地
株式会社グリーンハウスフーズ	田沼 千秋	東京都新宿区西新宿三丁目 20 番地 2 号
株式会社アルカスインターナショナル	内山 誠一	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1
エステールホールディングス株式会社	丸山 雅史	東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号
株式会社ワイズ	山田 直広	奈良県生駒市あすか野南 2 丁目 1-8
株式会社 L O I V E	前川 彩香	北海道札幌市北区北 7 条西 4 丁目 5-1 伊藤 110 ビル 4 階
株式会社ライトオン	大峯 伊索	東京都台東区元浅草 2 丁目 6-6
株式会社キャン	川部 将士	岡山県岡山市北区幸町 2-8
株式会社ストライプインターナショナル	川部 将士	岡山県岡山市北区幸町 2-8
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町 1-32-13
株式会社キング	木原 伸一	京都市下京区東塩小路高倉町 2 番の 1
株式会社ブランシュ	伊藤 功一	三重県伊勢市鹿海町 1492 番地 2
株式会社 N o i r	指谷 徹	兵庫県宝塚市中山桜台 2 丁目 21 番 1 号
スリーゼロ株式会社	大嶋 博	愛知県一宮市妙興寺 2-2-1
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目 2 番 15 号
クールカレアン株式会社	堀内 一夫	東京都品川区東品川 4-12-6 品川シーサイドキャナルタワー 21 階
株式会社日本フェニックス	船木 遥介	三重県津市乙部 2019 番地
有限会社八百正	浦田 智啓	三重県伊勢市大世古 2 丁目 3 番 2 号
コネクシオ株式会社	目時 利一郎	東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟 29 階

株式会社宮脇書店	宮脇 範次	香川県高松市丸亀四番地の八
株式会社ジンズ	田中 亮	群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4
株式会社良品計画	清水 智	東京都文京区後楽二丁目 5 番 1 号
株式会社ミノール	美濃 松謙	三重県伊勢市河崎一丁目 9 番 28 号
株式会社テレポートモバイル	西田 行孝	滋賀県大津市別保三丁目 11 番 32 号
楽天トータルソリューションズ株式会社	染川 芳宏	東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号

- 3 変更年月日
令和 8 年 6 月 27 日
- 4 変更理由
小売業者の商号及び代表者等が変更となったため
- 5 届出の日
令和 8 年 8 月 4 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 1 月 4 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 8 年 9 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 4 月 30 日から同年 12 月 16 日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡御浜町大字阿田和

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 6 月 30 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 8 年 9 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
桑名市上之輪新田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 8 月 14 日に終了した旨、三重県四日市農林事務所長から通知がありました。

令和 8 年 9 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（UAV レーザ測量）
- 2 作業地域
四日市市小牧町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 8 月 10 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 9 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
 津市美里町足坂

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
